

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市個人情報保護審議会
-------	-----	---------	--------------

現在員	8 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4 人 ・ 50%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	関西圏の大学教授等や他都市の個人情報等審議会委員から複数名に依頼を行いようやく確保できた経過があり、本審議会における審議等の目的に関する専門的な知識を有する学識経験者については、他に代わるべき人材が確保できないためです。
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次の改選時には、他の審議会等の兼務数が3以上にならないように、引き続き推薦依頼等を行う予定です。

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市公正職務審査委員会
-------	-----	---------	--------------

現在員	6 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市公正職務審査委員会は、学識経験者として、関係団体（大阪弁護士会、日本公認会計士協会近畿会）からそれぞれ適任の人物の推薦を受け、市会の同意を得て委嘱を行ってきた。令和2年度、日本公認会計士協会近畿会に委員の推薦依頼を行うに際し、本市指針を踏まえて女性委員の比率に配慮して推薦いただきたい旨を依頼したところ、適任の女性の推薦を受けることができず、引き続き男性4名女性2名の委員構成となったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市公正職務審査委員会は、学識経験者として、関係団体からそれぞれ適任の人物の推薦を受け、市会の同意を得て委嘱を行ってきた。日本公認会計士協会近畿会に現委員の推薦依頼を行うに際し、本市指針を踏まえて70歳を越えないものの推薦を依頼したところ、適任の人物として選任当時において70歳以下のものの推薦があったが、1名について在任中に70歳を越えたため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	引き続き、委員の改選にあたっては、なるべく女性委員を推薦いただけるよう依頼を行うこととし、「70歳超」の基準についても、なるべく70歳を越えない委員を推薦いただけるよう依頼を行うこととする。

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市公文書管理委員会
-------	-----	---------	-------------

現在員	3 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	公法学分野の教授等の委員を選任するに際し、女性の委員の委嘱を検討しましたが、適任者が見つからなかったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今回改選の新任委員について、指針の基準を満たす数の女性委員を選任することができませんでしたが、次の選任時には、指針の基準を満たす女性数を確保するべく依頼等を行います。

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市消費者保護審議会
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は教育法令や教育制度に精通しており、「大阪市消費者教育基本計画」の新規策定にあたり、当該委員の知見、経験は本市にとって有益であり欠くことのできない人材であるため。		
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は前回改選前の審議会で会長代理や苦情処理部会委員を務めており、経済法に造詣が深く、現在の審議会では互選により会長に選任されるなど、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は前回改選前の審議会で会長代理や苦情処理部会委員を務めており、経済法に造詣が深く、現在の審議会では互選により会長に選任されるなど、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。		
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員については市民の消費生活向上に資するため、消費者保護及び消費者教育の充実について尽力しており、その長年にわたる活動や地域の実情等を踏まえた意見が期待できることから、本審議会の運営に欠くことのできない人材である。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	引き続き、本審議会委員の選任にあたっては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」を踏まえ、基準を満たせるよう留意するものとする。また、推薦団体への働きかけ等、次回の改選時に配慮する。		

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市人権施策推進審議会
現在員	13 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 46%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は、国の人権擁護委員や本市の人権啓発推進員として人望もあり、精力的に活動しておられ、余人をもって替えがたいため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	上記「70歳超」欄に記載のとおり。		

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市男女共同参画審議会
現在員	15 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 53%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>審議会においては、現行計画の幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、一昨年度からは次期計画策定に向けこれまでの経過も踏まえ、部会を設置し本格的に議論いただいていたため、前回策定時の経緯を把握した上で、これまでの委員経験を経て、本市施策についても熟知しておられることから、男女共同参画に関わる有益な意見をいただく委員として不可欠な人材であるため。</p>		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>審議会においては、現行計画の幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、一昨年度からは次期計画策定に向けこれまでの経過も踏まえ、部会を設置し本格的に議論いただいていたため、前回策定時の経緯を把握した上で、これまでの委員経験を経て、本市施策についても熟知しておられることから、男女共同参画に関わる有益な意見をいただく委員として不可欠な人材であるため。</p>		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>審議会においては、現行計画の幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、一昨年度からは次期計画策定に向けこれまでの経過も踏まえ、部会を設置し本格的に議論いただいていたため、前回策定時の経緯を把握した上で、これまでの委員経験を経て、本市施策についても熟知しておられることから、男女共同参画に関わる有益な意見をいただく委員として不可欠な人材であるため。</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>次期改選の際には、本市「審議会等の設置及び運営に関する指針」を踏まえ、本市男女共同参画行政に詳しく、女性の活躍推進等の男女共同参画施策の推進にかかわる重要な分野に精通した有識者を探すなど、基準を満たせるよう努める。</p>		

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市市民活動推進審議会
-------	-----	---------	--------------

現在員	10 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 30%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会の趣旨を踏まえて適任者を選定した結果、やむを得ず指針の基準に未達となってしまったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会の趣旨を踏まえて適任者を選定した結果、やむを得ず指針の基準に未達となってしまったため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次の改選時には、女性委員・若い世代を確保するべく、引き続き推薦依頼等を行う予定です。

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市同和問題に関する有識者会議
現在員	10 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 20%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	同和問題に精通する委員（同和問題・人権問題の解消に向けて取り組む運動団体（4団体）からの推薦委員）については、各団体からの推薦により選任しているが、推薦された方が全員男性であったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	同和問題に識見を有する委員については、全員を一斉に交代させてしまうと、会議の運営に支障をきたすことが考えられたことから、一部の委員に留任を依頼したため。 また、同和問題に精通する委員については、各団体からの推薦により選任しているが、各団体とも代表者等を推薦されたため、結果的に在任4年超となった。		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	同和問題に識見を有する委員については、全員を一斉に交代させてしまうと、会議の運営に支障をきたすことが考えられたことから、一部の委員に留任を依頼したため。 また、同和問題に精通する委員については、各団体からの推薦により選任しているが、各団体とも代表者等を推薦されたため、結果的に再任2回以上となった。		
70歳超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	同和問題に識見を有する委員については、全員を一斉に交代させてしまうと、会議の運営に支障をきたすことが考えられたことから、一部の委員に留任を依頼したが、その委員が70歳超であったため。 また、同和問題に精通する委員については、各団体からの推薦により選任しているが、各団体とも代表者等を推薦されたため、結果的に70歳超の委員が発生した。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	同和問題に識見を有する委員については、次期改選時には指針の基準を満たすよう努める。 また、同和問題に精通する委員については、各団体からの推薦により選任しているため、次期改選時にも、各団体に指針の基準を満たす人選の可否を確認する。		

担当局・区	契約管財局	審議会等の名称	大阪市不動産評価審議会
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 38%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	・次の改選時には、女性を確保すべく、引き続き推薦依頼等を行う予定です。		

担当局・区	契約管財局	審議会等の名称	大阪市土地活用等評価委員会
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 25%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体による推薦や補職名による選出のため		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員を段階的に改選していく必要があったため。		
再任2回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員を段階的に改選していく必要があったため。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	指針の基準を満たさない項目については、今後、委員を改選する過程で指針を満たすよう努めます。		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	御堂筋デザイン会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 25%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議における委員構成は、建築史、都市計画、造園・ランドスケープ、景観・デザインの分野から選任していますが、本会議の扱う事案の検討に精通した女性委員の選定が困難なこと、御堂筋沿道に関するこれまでの協議経過や地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であること、さらに委員数は必要最小限の人数であるべきであるという指針に鑑み、結果として、女性委員の構成率が25%となっています。</p>		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議は、御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画や良好なまちなみ形成上必要な事項について、御堂筋沿道に関するこれまでの協議経過や地域の実情等に基づき審議等を行うものです。こうしたことから御堂筋沿道に関するこれまでの誘導実績や地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。</p>		
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議は、御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画や良好なまちなみ形成上必要な事項について、御堂筋沿道に関するこれまでの協議経過や地域の実情等に基づき審議等を行うものです。こうしたことから御堂筋沿道に関するこれまでの誘導実績や地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。</p>		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議は、御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画や良好なまちなみ形成上必要な事項について、御堂筋沿道に関するこれまでの協議経過や地域の実情等に基づき審議等を行うものです。こうしたことから御堂筋沿道に関するこれまでの誘導実績や地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。</p>		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	委員改選時において、適任である学識経験者を探す等により、指針の基準を満たすよう努めます。		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市空家等対策協議会
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 30%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市の議員については、大阪市の議長からの推薦により選定するため、3名全てが男性となりました。また、関係団体から参加していただく委員については、関係団体あてにできる限り女性委員の推薦を依頼したものの、団体構成員の女性比率が低いこともあり、8名のうち女性は1名のみとなりました。なお、その他委員については、女性委員の登用率を上げるよう選定しており、学識経験者等は6名のうち3名を、公募委員は2名を女性委員としています。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	市長を補佐する役割として、副市長を構成員とする必要があるためです。		
在任4年超	11 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	有識者3名については、協議会運営に必要不可欠であり、大阪市の議員については、大阪市の議長の推薦により選定するため1名が再任となりました。また、当該審議等の目的に密接に関連する団体の代表者2名と、関係団体から参加していただく委員については、関係団体あてに推薦を依頼した結果8名のうち5名が再任となりました。		
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	空家の利活用に関する知識や相談窓口での経験が豊富であり、当協議会の目的に密接に関連する団体の代表者等であるためです。		
本市職員	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	市長を補佐する役割として、副市長を構成員とする必要があるためです。		
今後の見直し方針	次回改選時は、兼務3以上及び70歳超の項目については基準を満たす後任を探すこととし、女性登用率は、各団体への推薦依頼時に可能な限り女性委員を推薦いただけるよう依頼するなど、基準を満たさない項目の解消に努めます。		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市建築審査会
-------	-------	---------	----------

現在員	7 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 43%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築、まちづくりに関する豊富な知見を有する行政法、地方自治法を専門とする法学者であり、法改正に伴う新たな同意案件が想定されるなかで、これまでの審査実績を活かして当該同意案件における法的観点からの検討をしていただける人材であるためです。 ・ 都市交通工学の専門家で、都市交通まちづくりの視点から適確なアドバイスをいただける数少ない人材であり、今期の本審査会において必要不可欠な人材であるためです。
再任2回以上	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築、まちづくりに関する豊富な知見を有する行政法、地方自治法を専門とする法学者であり、法改正に伴う新たな同意案件が想定されるなかで、これまでの審査実績を活かして当該同意案件における法的観点からの検討をしていただける人材であるためです。 ・ 都市交通工学の専門家で、都市交通まちづくりの視点から適確なアドバイスをいただける数少ない人材であり、今期の本審査会において必要不可欠な人材であるためです。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員は70歳を超えていますが、建築、まちづくりに関する豊富な知見を有する行政法、地方自治法を専門とする法学者であり、法改正に伴う新たな同意案件が想定されるなかで、これまでの審査実績を活かして当該同意案件における法的観点からの検討をしていただける人材であるためです。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>建築審査会については、建築基準法の規定に基づき法律、建築、都市計画、公衆衛生及び行政の分野を専門とする7人の委員で構成しており、7人のうち、指針の基準を満たしていない委員は2人です。</p> <p>在任4年超、再任2回以上及び70歳超の3項目満たしていない委員が1人（「法律」の分野）、在任4年超、再任2回以上の2項目を満たしていない委員が1人（「都市計画」の分野）となっています。</p> <p>次回改選時（令和3年11月）までに後任となる学識経験者を探し、指針に満たない項目の解消に努めます。</p>

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市建築物環境配慮推進委員会
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本委員は、建築環境・建築設備の分野の学識経験者であり、法や条例による建築物の環境配慮に関する規制措置等について幅広い知識を有しておられる数少ない専門家です。今後の本市における建築物の環境配慮に関する施策の検討や制度改正のためには、本委員の助言を受けながら進めていく必要があります。本委員は他の人材に替えがたいので、再任しています。		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本委員は、建築環境・建築設備の分野の学識経験者であり、法や条例による建築物の環境配慮に関する規制措置等について幅広い知識を有しておられる数少ない専門家です。今後の本市における建築物の環境配慮に関する施策の検討や制度改正のためには本委員の助言を受けながら進めていく必要があります。本委員は他の人材に替えがたいので、再任しています。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>大阪市建築物環境配慮推進委員会については、建築物の環境配慮に関する事項について調査審議するため、大阪市建築物の環境配慮に関する条例に基づき設置しております。</p> <p>5人の委員で構成しており、このうち、指針の基準を満たしていない委員は、在任4年超、再任2回以上の2項目を満たしていない委員が1人です。</p> <p>今後は、次回改選時（令和4年11月）までに後任となる学識経験者を探し、指針に満たない項目の解消に努めます。</p>		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市都市景観委員会
現在員		11 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		5 人 ・ 45%	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、大阪市景観計画の変更や大阪市景観読本の更新に向け、これまでの経過を踏まえながら継続的に審議を行う必要があります。当該委員については、景観諸制度や景観計画の変遷に精通し、景観施策に関する幅広い知識と経験があり、本委員会に必要不可欠な存在であるため、引き続き選任しています。	
在任4年超		3 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、大阪市景観計画の変更や大阪市景観読本の更新に向け、これまでの経過を踏まえながら継続的に審議を行う必要があります。当該委員については、景観諸制度や景観計画の変遷に精通し、景観施策に関する幅広い知識と経験があり、本委員会に必要不可欠な存在であるため、引き続き選任しています。	
再任2回以上		3 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、大阪市景観計画の変更や大阪市景観読本の更新に向け、これまでの経過を踏まえながら継続的に審議を行う必要があります。当該委員については、景観諸制度や景観計画の変遷に精通し、景観施策に関する幅広い知識と経験があり、本委員会に必要不可欠な存在であるため、引き続き選任しています。	
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後改選の際には「審議会の設置及び運営に関する指針」の基準を満たすよう、適任である学識経験者を探す等により、指針に適合するよう努めます。	

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市都市計画審議会
現在員		29 人	
指針の基準（20人以内）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>大阪市都市計画審議会については、大阪市都市計画審議会条例第2条の規定により、学識経験者及び大阪市会議員のそれぞれ15人以内で市長が委嘱する委員で組織することとされています。同条の立法趣旨は、市会議員は、市会都市経済委員会（条例制定当時は計画消防委員会）の委員全員を選任するとともに、学識経験者は自然科学（都市計画、地域計画、交通計画、土木、建築、造園、環境、景観、空間デザイン、情報・通信）及び人文科学（法律、経済、都市政策、経営、社会）の分野から、市会議員の数と同数の委員を極力選任することにあります。</p> <p>この点、都市経済委員会の委員の数は大阪市会委員会条例第2条第2項第4号で14名と規定されています。よって、ほぼ同数の学識経験者の委員を選任することになれば、20名を超えることが常態となりますが、これは大阪市都市計画審議会条例第2条が予定している状況です。</p> <p>以上より、本審議会の委員の数については、指針のただし書の「条例に定めがある場合」に該当するため、指針に抵触することはないと考えています。</p>	
女性数・女性比率		7 人 ・ 24%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>市会議員の委員については、都市経済委員会の委員全員を選任することとしており、同委員会の委員の選任に当局は関与できないため、指針の基準を満たすためには、学識経験者の女性登用率を上げる必要があることから、学識経験者の委員改選に当たっては、可能な限り女性の選任に努めましたが、結果として5名の確保に留まったためです。</p>	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>都市計画は社会的に与える影響が非常に大きく、極めて専門性の高い知見が求められることから、一部の委員については兼務の数について指針に抵触するものの、代わりとなる人材の確保が困難であるためです。</p>	
在任4年超		6 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見通しをもって進められることが必要となるためです。</p>	
再任2回以上		7 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見通しをもって進められることが必要となるためです。</p>	
70歳超		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>市会議員の委員については、都市経済委員会の委員全員を選任することとしており、同委員会の委員改選の結果、2名が70歳を超える者であったためです。</p> <p>なお、学識経験者の委員に関しては、全員指針の基準を満たしています。</p>	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>学識経験者の次回委員改選までに、後任として適任である学識経験者を、女性を中心に積極的に探すなどにより、指針に満たない項目が今回改選時以下となるように取り組み、最終的には指針に適合するように、今後も努力します。</p>	

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市土地利用審査会
現在員		7 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		2 人 ・ 29%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		改選にあたり、女性委員を4割以上確保するべく人選を行っていましたが、専門分野に精通している人物で、かつ、女性である委員の選任が困難であったためです。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		4 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		今後の地価公示、地価調査の結果から、総合的な判断を引き続き円滑に行う必要があり、平成23年から平成25年にかけての地価上昇期を含め、この間の審議経過等にも精通している委員が他にいないためです。	
再任2回以上		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		今後の地価公示、地価調査の結果から、総合的な判断を引き続き円滑に行う必要があり、平成23年から平成25年にかけての地価上昇期を含め、この間の審議経過等にも精通している委員が他にいないためです。	
70歳超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		今後の地価公示、地価調査の結果から、総合的な判断を引き続き円滑に行う必要があり、平成23年から平成25年にかけての地価上昇期を含め、この間の審議経過等にも精通している委員が他にいないためです。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		次期改選時まで、後任として適任である学識経験者を探すことにより、指針に満たない項目が今回改選時以下となるように取り組み、最終的には指針に適合するように、今後も努力します。	